

公益財団法人大学基準協会

公的研究費の取扱いに係る内部監査に関する細則

平 28. 5. 23 決定

平 30. 7. 31 改定

平 30. 9. 7 改定

令 4. 11. 9 改定

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会における「公益財団法人大学基準協会公的研究費取扱規程」の関係規定に基づき、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）に置く公的研究費に係る内部監査委員会（以下「内部監査委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 内部監査委員会委員は、次の各号に掲げる者を以て組織する。

- 一 統括管理責任者
- 二 事務局長
- 三 評価研究部長
- 四 総務部長
- 五 総務課長
- 六 その他最高管理責任者が必要と認めた者

(委員長)

第3条 内部監査委員会に委員長を置き、前条第1号の委員を以てこれに充てる。

- 2 委員長は、内部監査責任者として、内部監査委員会の職務を管掌する。

(監査計画)

第4条 内部監査の実施に際しては、内部監査責任者の指揮の下において内部監査委員が策定する監査計画について、最高管理責任者の承認を得るものとする。

- 2 内部監査委員は、監査計画の策定に際して、監事の意向を反映させるものとする。

(監査方法)

第5条 内部監査の方法は、原則として、実地監査による。ただし、状況によっては、書類監査の方法で行うこともできる。

- 2 内部監査委員は、内部監査の実施に当たって関係者から状況の聴取、書類の提出、説明を求めることができる。
- 3 前項の要求を受けた者は、正当な理由なくしてこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。
- 4 毎年度実施することとし、最高管理責任者が必要と認める事項について、随時実施する。

(内部監査結果の講評等)

第6条 内部監査委員は、内部監査終了後内部監査結果の説明及び問題点等の確認のため、被監査部門に対し講評及び意見交換を行う。

(遵守事項)

第7条 内部監査委員は、内部監査に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 監査に際しては、公正かつ不偏な立場で臨むこと。
- 二 内部監査委員は業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏洩しないこと。
- 三 被監査部門や被監査人に対して直接指揮命令等を行わないこと。

(内部監査の報告)

第8条 内部監査委員は、内部監査責任者の指揮のもと必要な事項を記載した内部監査報告書を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。

(文書の保存)

第9条 内部監査報告書及び内部監査のために作成された資料は、事務局において文書管理規程に基づき保管する。

(監査後の措置)

第10条 最高管理責任者は、内部監査報告書により改善の措置が必要と判断したときには、被監査部門の長、被監査者にこれを指示する。

- 2 最高管理責任者は、内部監査報告書と監査後の措置について適宜監事に報告するものとする。

(その他)

第11条 この細則に関し、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第 12 条 この細則の改廃は、常務理事会が行う。

附 則 (平成 28 年 5 月 23 日)

この規程は、平成 28 年 5 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 7 月 31 日)

この規程は、平成 30 年 7 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 9 月 7 日)

この規程は、平成 30 年 9 月 7 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 11 月 9 日)

この細則は、令和 4 年 11 月 9 日から施行する。